きのくに目的ローン

令和７年４月１日現在

商 品 名	ジャストマッチ多目的ローンプラス５０

保証会社	・　三井住友カード株式会社
融資対象者	・　申込時の年齢が満２０歳以上満６５歳以下（完済時年齢７５歳以下）の方 ・　安定継続した年収があり前年度税込年収１５０万円以上の方 ・　原則として勤続１年以上・自営業者は同一事業を２年以上の方 ・　三井住友カード株式会社の保証が受けられる方 ・　当金庫の会員たる資格を有する方 ①　当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②　当金庫の地区内に事業所を有する方又はその役員 ③　当金庫の地区内において勤労に従事する方
資金使途	・　冠婚葬祭関連資金、医療介護資金、家具家電等購入資金、その他資金で資金使途が明確で購入先（サービス提供先）への振込が出来るもの ・　他金融機関の目的ローン借換資金 ・　プラス５０万円（本資金の資金使途確認資料は不要） プラス５０万円については上記項目の必要資金以外で、目的ローンに関連した資金
融資金額	・　１０万円以上５００万円以内（1万円単位）
返済期間	・　６ケ月以上１０年以内（１ケ月単位）
融資形式	・　証書貸付
返済方法	・　毎月元利均等返済（ボーナス併用可） ボーナス併用部分は、借入金額の５０％以内とし、ボーナス返済は６ヶ月隔の年２回
返済日	・　７日、１７日、２７日
融資利率	・　変動金利のみ 年３．０５％、年３．２０％、年３．７０％（保証料含む） ※３段階の審査とし、顧客の信用状況に応じて、三井住友カード株式会社が決定するものとします。 但し、下記の場合（借換、プラチナカード、リピート）の方は、年３．０５％での審査とします。 【目的ローン借換の場合】 他行でご利用の目的ローンの借換の方 【プラチナカードローン契約者の場合】 プラチナカードローンを新規契約又は、契約されている方

<table>
<tr><td></td><td>【リピートロの場合】
当金庫で３年以内にマイカーローンの完済実績があり、かつ完済前１年以内の返済実績において延滞がない方
・　お借入期間中の金利変動について
【変動金利】　毎年１０月１日に当金庫所定の長期プライムレートを基準として年１回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ１２月の約定返済日の翌日から適用し、翌年１月の約定返済日から新利率による返済となります。その場合長期プライムレートの変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げられます。なお、ボーナス返済を併用する場合は、前回基準日以降最初に到来する１２月の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以降最初に到来する増額返済日から新利率により算出した新返済金額で返済を行うものとします。
【現在の金利については、窓口でお問い合わせいただくか、またはインターネット上のホームページをご覧ください。】</td></tr>
<tr><td>金利引下げ</td><td>下記金利引下げ対象項目①～④より最大年０．３０％引下げします。
さらに、融資金額が５００万円以上の方は年０．１０％引下げ、最大年０．４０％引下げします。
<table><tr><th colspan="2">金利引下げ対象項目</th><th>引下げ幅</th></tr><tr><td>①</td><td>給与振込・年金振込（新規契約を含む・本人に限ります）</td><td>▲年 0.10％</td></tr><tr><td>②</td><td>当金庫住宅ローン取引先
（同居家族については、お客様の申し出による）</td><td>▲年 0.10％</td></tr><tr><td>③</td><td>カードローン保有（本人に限ります）
（キャンパスⅡは除外）</td><td>▲年 0.10％</td></tr><tr><td>④</td><td>しんきんバンキングアプリ</td><td>▲年 0.10％</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>遅延損害金</td><td>年　１４．００％</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>・　不要。但し、下記の場合は連帯保証人が必要です
保証会社が特に必要と判断した場合</td></tr>
<tr><td>お申込時にご用意いただくもの</td><td>・　ご印鑑（普通預金お取引印）
・　ご本人さまであることを確認できる資料（以下のいずれか１つ）
（１）運転免許証
（２）健康保険証
（３）パスポート（令和２年２月４日以降申請分は不可）
（４）住民基本台帳カード（写真付）
＊外国人の場合、上記書類のほかに在留者カード・特別永住者証明書・住民票抄本（在留資格の記載があるもの）のいずれかが必要です。
・見積書、売買契約書等資金使途が確認できる書類
・その他　三井住友カード株式会社が必要と認めた書類</td></tr>
</table>

苦情処理措置 紛争解決措置	・　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課（9 時～17 時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。 ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
＊本商品はきのくに信用金庫の目的ローンです。三井住友カード株式会社はお客様からの委託をうけて保証会社として本商品のお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。	

＊審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。

＊詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

＊きのくに信用金庫の窓口やホームページで返済額の試算ができます。